

外務省における対応状況

●特区として実施する主な事項

1. 特定の条件下での短期滞在査証の発給手続の緩和

島嶼を訪問する韓国等の近隣諸国からの修学旅行生等について提出書類を削減する等手続きを緩和する(沖縄県及び対馬)。

2. 特定の条件下での数次査証発給手続の緩和

現行では数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経伺が必要である案件について、公共性の強い特定プロジェクトに関する査証申請に対しては、地方公共団体の長等が身元保証することを条件に在外公館限りで数次査証発給を可能とする等手続きを緩和する(稚内市)。